

# 定例公安委員会開催概要

## 1 開催日

令和6(2024)年8月21日

## 2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

### ■全体会議

#### 【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「先日、拳銃や覚醒剤を所持するなどしていたとして、県警察が、匿名・流動型犯罪グループと見られる複数人を検挙したことが報道発表された。組織実態が不透明なグループによる複雑・困難な事件を積極果敢に捜査し、多くの関係者を検挙して凶悪事件を未然に防止したことに敬意を表したい。今後も、県民の安全・安心のため、警察庁等と連携して匿名・流動型犯罪グループが関連する事件の積極的な摘発が行われるよう期待したい。加えて、岩手選出の参議院議員が議員辞職したことを受け、10月に補欠選挙が予定されているほか、衆議院の解散・総選挙が行われる可能性もあるため、立候補者や応援弁士の警戒警備と選挙取締りに万全を期していただくとともに、南海トラフ巨大地震に関連した巨大地震注意の臨時情報が発出されたり、大型台風に係る避難指示が発令されるなど、自然災害の脅威も続いていることから、引き続き関係機関と連携をとって備えを万全にしていきたい。」

旨の発言があった。

#### 【生活安全部議題】

##### ○ 銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項又は第12条の3の規程に基づく診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則について

警察本部から、「銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第1項では、満75歳以上の者が許可を受けようとする場合に認知機能に関する検査を受けることを義務付けており、都道府県公安委員会は、検査の結果に応じ、同法第4条の3第2項の規定に基づき、当該者が認知症であるかどうかについて、その指定する医師の診断を受け、当該医師の診断書を提出すべきことを命ずることができることとされている。また、同法第12条の3の規定に基づき、都道府県公安委員会は、銃砲等又は刀剣類の所持の許可を受けた者が許可を受けた後も引き続き許可の基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、その者に対し、その指定する医師の診断を受けるべきことを命ずることができることとされている。このことを踏まえ、銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項又は第12条の3の規程に基づく診断を行う医師の指定に関する規則により、岩手県公安委員会が行う医師の指定について必要な事項を定め、岩手医科大学附属病院などの5医療機関において、

8名の医師が岩手県公安委員会の指定を受けている。

この度の銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正により、特定有害鳥獣駆除に係る規程等が整備され、条の繰下げ等その他所要の規程が整備されたことに伴い、銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項又は第12条の3の規程に基づく診断を行う医師の指定に関する規則について、所要の整備をするものであり、条項の移動については、第8条を第11条に改めるものである。銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正が、令和6年7月14日から施行されていることから、公布の日から施行する。」旨の説明があり、決裁した。

#### ○ 岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部を改正する規程について

警察本部から、「銃砲刀剣類所持等取締法施行令」の一部改正により、条の繰下げ等の整備がなされたこと、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の一部改正により、条の繰上げ等の整備がなされたことに伴い、「岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程」について、所要の整備をする必要が生じた。「銃砲刀剣類所持等取締法施行令」の関連する改正点は、銃砲等の悪用に関する罰則の強化などの改正がなされた銃砲刀剣類所持等取締法から同施行令が委任を受けている事項が整備され、条の繰下げ等その他所要の規程が整備されたもの、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の関連する改正点は、根拠条項が改められるなど所要の整備がなされ、条の繰上げ等その他所要の規程が整備されたものである。本規程は、岩手県公安委員会の権限に属する事務のうち、岩手県警察本部長が専決することができる事項を定めるとともに、警察本部長が当該事務を所掌する本部の部長及び課長並びに警察署長に専決させることができるものとされている。また、専決処理した状況について、その概要を四半期ごとに公安委員会に報告しなければならないこととされている。この度の「銃砲刀剣類所持等取締法施行令」等の一部改正に伴い、本規程で引用している条項に移動が生じたため、条項を整備するものであり、「銃砲刀剣類所持等取締法施行令」等の一部改正が施行されていることから、公布の日から施行するものである。なお、本規程に基づき、警察本部長が、部長、本部の課長、審理官、署長及び署の課長に専決させる事項を定めた「岩手県公安委員会の事務の専決に関する訓令」についても、同様に条項を改正する。」旨の説明があり、決裁した。

#### ○ 第47回盛岡さんさ踊り祭典雑踏警備結果について

警察本部から、「第47回盛岡さんさ踊りに伴う雑踏警備について報告する。本年は、8月1日から4日までの4日間にわたり、盛岡市中央通（県庁前）約1キロメートルの間で行われ、パレード参加者は、4日間で162団体、15,759人、参集者数は、4日間で110万8,000人であった。

警備体制については、警備実施本部を盛岡東警察署4階指揮室に構えたほか、現地警備本部を盛岡市中央通一丁目の日影門緑地隣（北日本銀行駐車場内）に置き、盛岡東署員延べ403名と本部地域課員延べ16名が警備に当たったほか、主催者等、警備保障会社、交通、防犯隊員、消防署員による自主警備も行われた。また、車輛進入による無差別殺傷テロ対策として、管区機動隊バス2台、車両強制停止装置「とまるくん」9台、ジャバラ5台を県機動隊から借用し警察側から提供したほか、主催者側でクッションドラム、単管バリケー

ドを準備し、祭典会場に車両が進入可能な通路全てに設置して参加者と参集者の安全の確保に万全を期した結果、4日間を通じて、熱中症等の体調不良や迷子・迷い人、泥酔者、遺失・拾得等の取扱はあったものの、雑踏事故の発生はなく、無事に終了した。」旨の報告があった。

## 【刑事部議題】

### ○ 宮城・岩手両県を拠点とする匿名・流動型犯罪グループ首領等による拳銃・覚醒剤不法所持事件被疑者の検挙について

警察本部から、「本年4月18日、犯罪グループメンバーの自宅を捜索したところ、自動装填式拳銃1丁を発見し、発見後に当該拳銃が複数の者を經由して隠匿所持されていたことが明らかとなったため、令和5年10月ころから拳銃が発見された令和6年4月18日までの間、犯罪グループのメンバー等を経由させて保管場所を変えながら、不法に拳銃を隠匿所持していた事実で多数の被疑者を検挙した。今回検挙した犯罪グループについては、当県警察で、かねてより薬物密売等を敢行している犯罪グループとみて捜査を推進していたものであり、捜査の過程で宮城県警とも事件が競合していることが判明したため、定期的に両県警で情報交換を実施していたほか、今年の5月17日には、正式に合同捜査の協定を締結して捜査を推進し、今回の検挙に至った。被疑者等については、暴力団のような明確な組織構造は有しないものの、SNSを通じるなどした緩やかな結びつきで離合集散するほか、匿名性の高い通信手段等を活用しながら役割を細分化して犯罪を敢行する、いわゆる「匿名・流動型犯罪グループ」とみられ、今後、組織全容の解明と組織の壊滅に向けた捜査を推進する。」旨の報告があった。

### ○ 組織的な大麻営利目的栽培・譲渡事件被疑者の検挙について

警察本部から、「本年4月18日、自動装填式拳銃1丁と覚醒剤が発見された犯罪グループメンバーの自宅から、同時に今回の事件の端緒となった大麻も発見された。この大麻の購入先として、今回検挙した被疑者2名が浮上したほか、さらに同人等が営利目的で大麻を栽培している可能性を認めたことから、所要の捜査を遂げて大麻栽培拠点を浮上させ、本年7月11日に被疑者両名を大麻の譲渡事実で通常逮捕したほか、同日関係箇所の捜査を実施したところ、千葉県いすみ市内に所在する、被疑者が管理する一般家屋内から、生育中の大麻草数十株や乾燥大麻を発見したものの。

現在、国内では大麻事犯の検挙人員が増加しており、特に若年層への蔓延が大きな社会問題となっていることから、国内の大麻密造拠点を割り出して被疑者を検挙出来たことは、国内へのさらなる大麻の蔓延を防止することが出来たという点で極めて大きな意義があった。」旨の報告があった。

#### 《 委員発言 》

「報道を見て、岩手でもこのような事件があるのかと驚いたが、捜査本部が一丸となり、苦労を重ねて検挙に至ったことは大変心強く感じた。今後も、今回の経験を生かして捜査員のスキルアップを図りながら取締りを強化していただきたい。」

## 【警備部議題】

### ○ 職員緊急連絡安否確認システムの試験運用について

「職員緊急連絡安否確認システム」は、地震、津波の災害情報をあらかじめ登録した職員に一斉に自動配信するほか、参集可否・安否確認情報を自動集約できるシステムである。これまでは、所属ごとに携帯電話や公用メールソフトを介し安否確認等を行ってきたところであるが、このシステムの導入で、担当者等の負担軽減と業務の効率化が図られ、災害警備体制の早期確立に寄与することが期待される。試験運用開始日については、今後、1か月程度の期間を掛けて、職員への周知を図るとともに、システムへの事前登録を進め「9月26日」から試験運用を開始する。岩手県警察本部の全職員、情報通信部職員を対象としているが、あくまでも任意による登録となり、職員自らがQRコードを介して、又はアドレスの直接入力により、システムに空メールを送信し、返信されたメールの案内に従い、氏名、所属を登録する。また、所属の異動等による登録内容の変更・配信解除も職員自らが行うことになる。配信する内容については、震度4以上の地震情報及び注意報以上の津波情報、職員及びその家族の安否を確認するアンケート、職員の参集可否等を確認するアンケートとなる。配信する内容のうち、非常参集に関するアンケートは、震度5弱及び津波注意報以上から本部警備課員、指定職員及び署指定職員が回答し、アンケートの内容は、参集可否、交通手段、所要時間となる。また、安否確認に関するアンケートは、震度6弱以上の地震、大津波警報時に全職員に配信、回答を求めるものである。アンケートは、怪我の有無など本人、家族の安否に関する必要最小限のものとして、回答、返信に時間を掛けないようにしている。全国では、岩手のほか6県警で同じシステムを導入しており、ほぼ全職員が登録している。未登録職員については、各所属で一覧管理した上、直接架電等で安否確認を行う。」旨の報告があった。

## ■個別会議

### ○ 交通企画課

運転免許取消処分の取消しを求める審査請求の審理結果についての説明、決裁

### ○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

### ○ 交通指導課

審査請求に対する弁明書（案）についての説明、決裁

### ○ 総務課

国家公安委員会あて文書の受理・処理及び岩手県公安委員会あて苦情の受理についての説明・決裁